十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二条第二号」を「第二条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　相手国等　法第二条第三号に規定する相手国等をいう。

第一条の二第一項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改める。

第一条の三第一項中「次の」を削り、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令」に改め、同項第二号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第二項中「次の」を削り、同項第二号、第三号及び第十四号中「相手国」を「相手国等」に改める。

第二条第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改め、同項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同条第五項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第八項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

第二条の二第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、同項第二号、第三号及び第十一号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第四項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第七項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

第二条の三第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、同項第一号中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同項第二号、第三号及び第十一号中「相手国の」を「相手国等の」に、「相手国に」を「相手国等に」に改め、同条第五項中「相手国の」を「相手国等の」に改める。

第二条の四第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、同項第二号、第三号及び第十一号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第四項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第二条の五第一項中「次の」を削り、同項第二号、第三号及び第十号中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第四項中「相手国の」を「相手国等の」に、「相手国に」を「相手国等に」に改め、同条第五項中「相手国の」を「相手国等の」に、「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改める。

第三条第一項中「相手国内」を「相手国等内」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第三条の二第一項第三号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第二項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第三条の三中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第三条の四第一項中「次の」を削り、同項第二号中「相手国」を「相手国等」に改め、同項第三号中「相手国との」を「相手国等との」に改め、同条第二項中「相手国の」を「相手国等の」に、「相手国に」を「相手国等に」に改め、同条第三項中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第四項中「次の」を削り、同項第十三号並びに同条第五項及び第六項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第四条第一項第二号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第二項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に改め、「締約国」の下に「若しくは締約者」を加え、「次の」を削り、同項第二号及び同条第三項第二号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第十一項中「相手国に」を「相手国等に」に、「相手国の居住者」を「相手国等の居住者」に改め、「次の」を削り、同項第二号、第三号及び第十一号中「相手国」を「相手国等」に改める。

第五条第一項第二号中「相手国」を「相手国等」に改める。

第六条第一項第二号中「相手国」を「相手国等」に改め、同項第五号中「生命保険契約その他の年金に係る」を「所得税法第百六十一条第十号に規定する政令で定める」に改める。

第六条の二第一項中「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、同項第六号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第三項中「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、「(当該相手国」を「(当該相手国等」に改め、同項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同項第九号及び同条第四項中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第五項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同項第三号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第六項第三号中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第七項中「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、「(当該相手国等」に改め、同項第二号中「相手国等に」を「相手国等に」に改める。

第七条第一項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改める。

第八条第一項中「次の」を削り、同項第二号及び同条第二項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改める。

第九条第一項第二号中「相手国」を「相手国等」に改める。

第九条の二第一項中「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、同項第二号中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同項第十号中「相手国の」を「相手国等の」に改める。

第九条の三第一項中「次の」を削り、同項第二号及び第十三号中「相手国」を「相手国等」に改める。

第九条の四第一項中「次の」を削り、同項第二号及び第十三号中「相手国の」を「相手国等の」に改める。

第九条の五第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改め、同条第二項及び第五項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

第九条の六第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国」を「相手国等」に改め、「次の」を削り、同条第二項及び第五項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

第九条の七第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国との」を「相手国等との」に改め、「次の」を削り、同条第二項及び第五項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

第九条の八第一項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に、「相手国」を「相手国等」に改め、「次の」を削り、同条第二項及び第五項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

第九条の九第一項中「次の」を削る。

第九条の十一中「相手国との」を「相手国等との」に改める。

第十条中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改める。

第十二条第一項中「相手国」を「相手国等」に改め、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第十三条中「租税条約の相手国の」を「相手国等の」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改め、「、当該」の下に「相手国等との間の」を「みなされる締約国」の下に「又は締約者」を加え、同条第一号中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第二号中「締約国」の下に「又は締約者」を加える。